

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分判定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、更新の日付を平成30年5月9日として行った愛の手帳更新決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定2度とした部分（以下「本件処分」という。）について、1度への変更を求めるものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性を主張していると解される。

12歳の判定のために児童相談所に行った。心理士に部屋に案内される移動中に今1度ですけど2度になるかもしれない、1度の人の割合は少ない、もらっている手当は影響ないと言われた。前回判定から6年たち悪くなっている可能性もあるのにこの時点で

2度にするノルマでもあるのか不信感を抱いた。こちらは質問にウソをつきたくないから条件付きでどうにかできると答えると「できますね」と、1度～4度の答えがあるはずなのにまるでできる、できないの2択のようなこちらが話しているときハイハイできますねとさえぎる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日       | 審 議 経 過      |
|-------------|--------------|
| 平成30年12月 3日 | 諮問           |
| 平成31年 1月18日 | 審議（第29回第1部会） |
| 平成31年 2月21日 | 審議（第30回第1部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された

者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が6歳から17歳である場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの」が1度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）とされている。

- (3) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。

る。

- (4) 都要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 4 2 年 3 月 2 0 日付 4 2 民児精発第 5 8 号） 4 ・ (2) は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、児童相談センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

遠城寺式・乳幼児分析的発達検査の結果は D Q 1 3 であることから、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 1 9 以下」に相当する「1 度」と記載されている。

#### イ 「学習能力」について

文字や数の理解は乏しいが、学校で指示に従って学習場面に参加していることから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能」に相当する「2 度」と記載されている。

#### ウ 「作業能力」について

「（コーラやチョコレートを）持ってきて」といった、人からの指示に従うなど、ごく簡単な作業は可能であることから、個別判定基準表における「作業のうち簡単な手伝いや使いが可能」に相当する「2 度」と記載されている。

#### エ 「社会性」について

学校では、先生の介助により一定の集団行動が可能であることから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能」に相当する「2度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

請求人の好きな食べ物を「持ってきて」という言葉を理解していることから、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」に相当する「2度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

服薬もしており、特別の保護が必要であることから、個別判定基準表における「特別の保護が必要」に相当する「2度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

危険認知が希薄な面があり、常時注意及び配慮が必要であることから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、手づかみも多いが箸を使って食べることができる。また、衣服は、ボタン・チャックのないものは着脱可である。以上のことから、個別判定基準表における「身近生活の処理が部分的に可能」に相当する「2度」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中7項目が2度（重度）相当、1項目が1度（最重度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び父親に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児童相談センターにおける専門的見地からの判断として合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としてお

おむね2度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「重度知的発達症」と、心理学的所見欄には「CA12:5 DA1:8 DQ13(遠城寺式)」と、社会診断所見欄には「本児の障害程度に合った社会的支援が適当。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定2度(重度)であると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、前述(1・(2)及び(4))のとおり、愛の手帳における障害の程度の判定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「2度」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 1 及び別紙 2 (略)